

北広島市と北日本スカイテック株式会社との
まちづくりに関する包括連携協定書

北広島市（以下「甲」という。）と北日本スカイテック株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が地域資源や取り巻く社会的な要因への共通認識を持ち、相互の人的・知的資源の活用と交流を図ることによって、地域活力の増進、地域経済の発展及びウェルビーイングの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 産業振興及び地域経済の活性化に関すること。
- (2) 教育・学びに関すること。
- (3) 安全・安心に関すること。
- (4) 環境に関すること。
- (5) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な事業内容については、お互いの事業領域を尊重し、事業ごとに別に定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲

乙が協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月25日

甲 北広島市中央4丁目2番地1

北広島市

市長



乙 北広島市西の里308番地1

北日本スカイテック株式会社

代表取締役

